

仕 様 書

件 名	調達要求番号	3 Q 1 0 1 C 5 0 0 6 2
産業廃棄物処理（混合くず）	仕様書番号	2 7
	作成年月日	令和5年5月29日
	作成部隊	滝ヶ原駐屯地業務隊管理科

1 場 所

静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

2 役務概要

産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集運搬処分

3 契約期間

契約日から令和6年3月31日までの間

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、産業廃棄物処理（混合くず）について適用する。
- (2) 本仕様書に明記のないとき、又は疑義を生じた時は、監督職員と協議して内容を確認するものとする。
- (3) 本収集運搬処分の実施にあたり、産業廃棄物に関する十分な知識、経験、資格及び技術を有し、かつ完全に遂行できるものとし、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを一部提出するものとする。また、更に処分委託をする場合については、委託契約書の写しも併せて提出するものとする。
- (4) 契約後、監督職員に提出を求められた書類については、官側の示す規格及び様式で提出するものとする。

5 特記事項

(1) 設置資材

産業廃棄物収集用コンテナ（8 m³/台（基準））（シート含む）を準備し、官側の指定する場所に速やかに設置するものとする。2度目以降のコンテナについては交換制とする。

(2) 産業廃棄物の種類及び予定数量

ア 種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス
コンクリート、陶磁器くず等の混合くず

イ 予定数量

16 m³/年（2台）

- (3) 請負業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を契約期間までにその都度官側に提出するものとする。なお、産業廃棄物管理票は請負業者の負担とするものとする。